

証券コード 7268

2023年6月2日

(電子提供措置の開始日 2023年5月26日)

株 主 各 位

栃木県足利市南大町443番地

株 式 会 社 タ ツ ミ

代表取締役社長 伏 島 利 行

第72回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第72回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトにて電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://www.tatsumi-ta.co.jp/html/ir/newsrelease.html>



また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



上記ウェブサイトへアクセスして、当社名又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、2023年6月19日（月曜日）午後5時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | | |
|------|---|---|
| 1. 日 | 時 | 2023年6月20日（火曜日）午前10時 |
| 2. 場 | 所 | 栃木県足利市南大町443番地
株式会社タツミ 本社工場 3階 会議室
(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。) |

3. 目的事項 報告事項

1. 第72期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第72期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項 議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

以上

-
- ◎ 受付開始時刻は午前9時を予定しております。
 - ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
 - ◎ 総会ご出席者へのおみやげはご用意しておりませんので、あらかじめご了承くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 本株主総会参考書類等につきましては、株主さまからの書面交付請求の有無に関わらず、株主の皆様は書面にてお送りいたします。
 - ◎ 株主さまへご送付する書面には、法令及び当社定款第13条の規定に基づき、下記の事項を記載しておりません。したがって、当該書面は監査報告を作成するに際し、監査等委員会及び会計監査人が監査をした書類の一部であります。また、ご送付している書面の頁番号は電子提供措置事項と同一となっておりますのでご了承ください。
 - ・連結注記表
 - ・個別注記表
 - ◎ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。
-

近況報告会のご案内

当社における事業活動をより一層ご理解いただくため、当社第72回定時株主総会終了後、本総会会場にて30分程度の近況報告会を開催することといたしました。ぜひご出席賜りたくご案内申し上げます。

株主さまへのお願い

本定時株主総会（以下、本総会）は、感染症拡大予防の観点から以下の対応をすることとなりますので、ご了承、ご協力をお願い申し上げます。

1. 本総会時点の状況によってはマスク着用をお願いする場合がありますので、必ずマスクをご持参ください。
2. 会場受付および会場入り口にアルコール消毒液を配備いたします。
3. 発熱があると認められる方、体調不良と思われる方は入場をお断りさせていただく場合があります。
4. 本総会の出席役員および運営スタッフは、検温を含め、体調を確認のうえマスク着用で対応をいたします。
5. 今後の状況により本総会の運営に大きな変更、その他本総会開催上の注意事項が生じた場合には、当社ウェブサイト（アドレス<https://www.tatsumi-ta.co.jp>）に掲載させていただきます。

以上

議決権行使方法のご案内

株主総会にご出席される方



株主総会開催日時

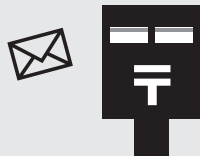
2023年 **6月20日**
(火曜日) 午前10時

当日ご出席の際は、必ず株主さま（当社の議決権を有する他の株主さま1名を代理人とする場合の当該株主さまを含む）が来場いただき、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

また、代理人をご出席の際は、委任状を議決権行使書用紙とともにご提出ください（代理人の資格は、定款の定めにより議決権を有する当社の株主さまに限りません）。

なお、議決権行使書用紙をお忘れになりますと、ご入場手続きに非常に時間を要することとなりますのでご注意ください。

株主総会にご出席されない方



▶ 郵送

行使期限

2023年 **6月19日**
(月曜日) 午後5時
到着分まで

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、行使期限までに到着するようご返送ください。

▶ インターネット



行使期限

2023年 **6月19日**
(月曜日) 午後5時
行使分まで

当社の指定する議決権行使サイト(<https://evote.tr.mufig.jp/>)にアクセスしていただき、行使期限までにご行使ください。

インターネットによる行使方法の詳細は **次頁** をご覧ください

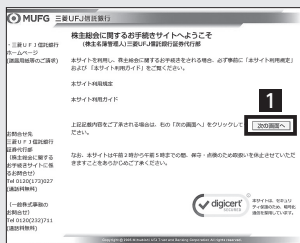


インターネットによる行使方法

2023年6月19日（月曜日）午後5時行使分まで

■ パソコンによる方法

1 議決権行使サイトへアクセス (<https://evote.tr.mufg.jp/>)

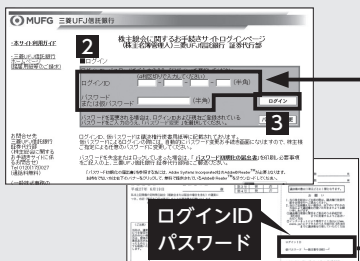


1 「次の画面へ」をクリック

QRコード読み取り機能を搭載したスマートフォンをご利用の場合は、右記のQRコードを読み取ってアクセスいただくことも可能です。



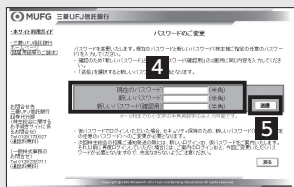
2 ログインする



2 お手元の議決権行使書用紙の右下に記載された「ログインID」および「仮パスワード」を入力
(株主総会招集の都度、新しい「ログインID」および「仮パスワード」をご通知します。)

3 「ログイン」をクリック

3 パスワードを登録



4 「現在のパスワード」入力欄、「新しいパスワード」入力欄および「新しいパスワード(確認用)」入力欄の全てに入力
(パスワードはお忘れにならないようご注意ください。)

5 「送信」をクリック

以降は画面の入力案内に従ってご入力ください。

● 議決権行使サイトについて

- (1) インターネットによる議決権行使は、パソコンまたはスマートフォンから、当社の指定する議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) にアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。(ただし、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止します。)
- (2) パソコンまたはスマートフォンによるインターネットのご利用環境やご加入のサービス、ご使用の機種によっては、議決権行使サイトがご利用できない場合があります。詳細につきましては、下記ヘルプデスクにお問い合わせください。

● 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

パソコンまたはスマートフォンによる議決権行使サイトへのアクセスに際して発生するインターネット接続料・通信料等は株主さまのご負担となります。

● 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

- (1) 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効とさせていただきます。
- (2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

システム等に関する
お問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 (ヘルプデスク)

☎0120-173-027 (通話料無料)

受付時間 9:00~21:00

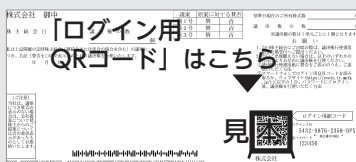
■ スマートフォンによる方法



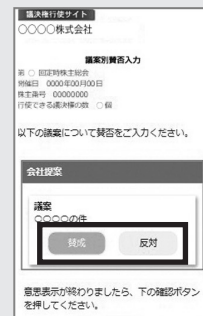
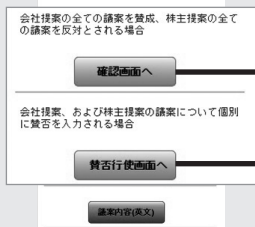
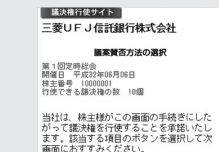
「ログイン用QRコード」を読み取っていただくことで、「ログインID」および「仮パスワード」を入力せずにログインすることができます。

- 1 QRコードを読み取る
- 2 議決権行使方法を選択
- 3 各議案の賛否を選択

議決権行使書副票（右側）



お手持ちのスマートフォンにて、同封の議決権行使書副票（右側）に記載の「ログイン用QRコード」を読み取る。



画面の案内に従って各議案の賛否を選択

画面の案内に従って行使完了です。

スマートフォンの機種により、QRコードでのログインができない場合があります。

QRコードでのログインができない場合には、前頁のパソコンによる方法にて議決権行使を行ってください。

株主総会参考書類

議案および参考事項

議 案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員4名は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査等委員会において検討がなされた結果、適任であると判断されております。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
1	ふせ じま とし ゆき 伏 島 利 行 (1963年8月9日生)	1986年4月 株式会社三ツ葉電機製作所（現株式会社ミツバ）入社 2010年4月 同社西日本営業部長 2012年4月 同社本社営業部長 2018年2月 当社入社 2018年4月 当社執行役員に就任 2018年4月 当社事業企画・営業担当 2019年4月 当社営業部長、購買部長 2019年6月 当社取締役に就任 2020年4月 当社事業企画・営業・購買担当 2020年4月 当社営業購買部長 2020年6月 当社常務取締役に就任 2021年4月 当社代表取締役社長に就任 現在に至る 当社営業・購買担当 現在に至る	2,000株
<p>【取締役候補者とした理由】 候補者伏島利行氏は、2021年4月から当社代表取締役社長を務めており、当社経営の指揮および監督を適切に行っております。また、同氏は、主に事業企画・営業・購買業務に従事し、豊富な経験と知識を有しております。これらのことから、その能力・経験等を当社グループの経営に活かすため、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>			

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所 有 す る 当社の株式数
2	き むら ひで のり 木 村 英 典 (1963年8月28日生)	1986年 3月 当社入社 2010年 4月 当社経理部長 2013年 6月 当社取締役就任 2015年 4月 当社取締役執行役員に就任 2015年 4月 当社業務・財務担当 現在に至る 2018年 4月 当社取締役常務執行役員に就任 2020年 4月 当社常務取締役就任 現在に至る	20,600株
【取締役候補者とした理由】 候補者木村英典氏は、2013年6月から当社取締役を務めており、当社経営に対する役割・責務を実効的に果たしております。また、同氏は、主に人事・総務・財務業務に従事し、豊富な経験と知識を有しております。これらのことから、その能力・経験等を当社グループの経営に活かすため、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。			

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所 有 す る 当社の株式数
3	み うら たか ひろ 三 浦 孝 広 (1963年4月3日生)	1982年 3 月 株式会社三ツ葉電機製作所（現株式会社ミツバ）入社 2014年 4 月 同社加工技術センター長 2017年10月 当社入社 当社技術部長 2018年 4 月 当社執行役員に就任 2018年 4 月 当社開発担当 現在に至る 2019年 6 月 当社取締役就任 現在に至る	6,000株
<p>【取締役候補者とした理由】 候補者三浦孝広氏は、2019年6月から当社取締役を務めており、当社経営に対する役割・責務を実効的に果たしております。また、同氏は、主に開発業務に従事し、豊富な経験と知識を有しております。これらのことから、その能力・経験等を当社グループの経営に活かすため、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>			

- (注) 1. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる役員としての業務に起因して損害賠償請求がなされ、これによって被る役員の損害を当該保険契約により填補することとしております。各取締役候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
2. 各取締役候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。

(ご参考)

本招集ご通知記載の候補者を原案どおりご選任いただいた場合の取締役会のスキルマトリックスは以下のとおりとなります。

氏名	区分	企業経営	財務会計	法務・ リスク管理	国際性	業界技術
伏島 利行	取締役	○			○	○
木村 英典	取締役	○	○	○		
三浦 孝広	取締役	○				○
長島 正典	監査等委員	○				
竹原 正貴	監査等委員 社外・独立		○	○		
三澤 益巳	監査等委員 社外・独立	○		○		
小倉 勝興	補欠監査等委員 社外・独立	○			○	○

以 上

事業報告

(自 2022年4月1日)
(至 2023年3月31日)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症による行動制限の解除以降、経済活動の正常化が進み、景気回復の兆しが見られたものの、ウクライナ情勢の長期化や資源エネルギー価格の高騰など景気の下振れリスクもあり、先行き不透明な状況が続きました。

当社グループの主要な取引先である自動車業界では、新車販売台数が前年を上回りましたが、コロナ禍前の水準にはまだ戻っておりません。車載用の半導体をはじめとした自動車部品の供給制約は徐々に解消されてきており、自動車各社の生産活動は正常化しつつあります。

このような状況のなか、当連結会計年度の当社グループの連結業績は、売上高は64億11百万円（前期比4.6%増）、営業損失は2億27百万円（前期は2億95百万円の営業損失）、経常損失は2億63百万円（前期は2億88百万円の経常損失）、親会社株主に帰属する当期純損失は3億94百万円（前期は2億3百万円の親会社株主に帰属する当期純損失）となりました。

また、部門別の売上高状況は、次のとおりであります。

電装品用部品が34億60百万円（前期比7.9%増）、ブレーキ用部品が26億17百万円（前期比4.5%増）、応用機器が3億33百万円（前期比20.5%減）となっております。

② 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資額は、2億9百万円であります。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度における必要資金につきましては、自己資金および銀行等からの短期借入金にてまかなっております。

なお、当連結会計年度末における有利子負債残高は35億48百万円となっております。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

(2) 企業集団ならびに当社の営業成績および財産の状況の推移

① 企業集団の営業成績および財産の状況の推移

(単位：千円)

区 分	第69期 (2020年3月期)	第70期 (2021年3月期)	第71期 (2022年3月期)	第72期 (当連結会計年度) (2023年3月期)
売上高	6,347,667	5,779,074	6,130,526	6,411,178
経常損失(△)	△305,728	△229,815	△288,815	△263,620
親会社株主に帰属する当期純損失(△)	△516,494	△344,253	△203,278	△394,622
1株当たり当期純損失(△)	△86.15円	△57.42円	△33.91円	△65.82円
総資産	8,287,644	8,693,988	8,480,605	8,362,032
純資産	4,103,026	3,743,941	3,614,201	3,312,981
1株当たり純資産額	522.71円	473.16円	459.23円	411.01円

- (注) 1. 1株当たり当期純損失は、期中平均発行済株式総数により、また、1株当たり純資産額は期末発行済株式総数により算出しております。なお、これらは、自己株式控除後の発行済株式総数により算出しております。
2. 第71期の期首より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、第71期以降の営業成績および財産の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しております。

② 当社の営業成績および財産の状況の推移

(単位：千円)

区 分	第69期 (2020年3月期)	第70期 (2021年3月期)	第71期 (2022年3月期)	第72期 (当事業年度) (2023年3月期)
売 上 高	5,561,710	4,956,171	5,336,625	4,765,892
経常利益または経常損失 (△)	△76,263	△7,511	50,341	△174,889
当期純利益または当期純損失 (△)	△785,677	△205,802	26,804	△249,027
1株当たり当期純利益 または当期純損失 (△)	△131.05円	△34.33円	4.47円	△41.54円
総 資 産	7,366,332	6,861,609	6,824,132	6,761,288
純 資 産	3,581,891	3,382,098	3,402,432	3,153,381
1株当たり純資産額	597.46円	564.14円	567.53円	525.99円

- (注) 1. 1株当たり当期純利益または1株当たり当期純損失は、期中平均発行済株式総数により、また、1株当たり純資産額は期末発行済株式総数により算出しております。なお、これらは、自己株式控除後の発行済株式総数により算出しております。
2. 第71期の期首より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、第71期以降の営業成績および財産の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しております。

(3) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社との関係

会社名	所在地	資本金	親会社が有する 当社株式 (出資比率)	主要な事業内容
株式会社ミツバ	群馬県桐生市	5,000,000千円	3,186千株 (53.1%)	自動車用電装品の製造販売

当社は、上記記載の親会社との間に、当社製品の販売および材料の仕入、同社使用人の出向受入れ等の関係があります。

親会社と取引条件については、当社と関係を有しない他の取引先と同様に市場価格等を考慮し合理的な価格としております。また、当社取締役会は同社との取引の内容が一般取引と同様に公正かつ適正であり、当社の利益を害するものではないと判断しております。

② 重要な子会社の状況

会社名	所在地	資本金	当社が有する 子会社株式 (出資比率)	主要な事業内容
コルポラシオン・ タツミ・デ・メヒ コ・エス・エー・ デ・シー・ブイ	メキシコ・ ヌエボレオン州	407,258千メキシ コペソ	244,355千株 (60.0%)	自動車用部品の製造販売
ピーティー・タツ ミ・インドネシア	インドネシア・ 西ジャワ州	12,000千米ドル	9.2千株 (76.7%)	自動車用部品の製造販売

(4) 対処すべき課題

当社グループの主要顧客であります自動車業界は100年に一度の変革期を迎えており、CASE(Connected、Autonomous、Shared/Service、Electric)の進展や燃費規制による軽量化ニーズの高まりにより、当社を取り巻く事業環境も大きく変化するものと予想されます。

このような変化に対応し、更なる成長を遂げるため、2023年度から2027年度を対象とする中期経営計画をスタートさせました。

1. 電動化シフトへの対応
2. 経営基盤の強化
3. 財務体質の健全化

これらを経営方針として掲げ、諸施策を確実に実行することで、業績および企業価値の更なる向上を図ってまいります。

また、当社は、2022年4月の東京証券取引所の市場区分見直しに伴う市場選択につきまして、2021年11月に「スタンダード市場」を選択するとともに「新市場区分の上場維持基準の適合に向けた計画書」を同取引所に提出いたしました。2023年3月31日時点において流通株式時価総額について基準を充たしておりません。当社は、2025年3月末までに上場維持基準を充たすために、この計画書に基づき、①新分野・新規取引先の開拓による受注拡大、②不採算製品の見直し・ビジネス撤退、③新規技術開発を引き続き進めてまいります。

(5) 主要な事業内容（2023年3月31日現在）

当社グループの事業は、主に自動車の電装品用部品およびブレーキ用部品の製造ならびに販売であります。

(6) 主要な事業所および工場（2023年3月31日現在）

① 当社

名 称	所 在 地
本 社	栃木県足利市
工 場	栃木県足利市、群馬県太田市

② 子会社

名 称	所 在 地
コルポラシオン・タツミ・ デ・メヒコ・エス・エー・ デ・シー・ブイ	メキシコ・ヌエボレオン州
ピーティー・タツミ・イン ドネシア	インドネシア・西ジャワ州

(7) 使用人の状況 (2023年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

使 用 人 数	前 連 結 会 計 年 度 末 比 増 減
591名	5名増

(注) 使用人数には、当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含みます。

なお、使用人数にはパートタイマーおよびアルバイトは含んでおりません。

② 当社の使用人の状況

使 用 人 数	前 事 業 年 度 末 比 増 減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
277名	6名増	39.0歳	14.3年

(注) 使用人数には、当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含みます。

なお、使用人数にはパートタイマーおよびアルバイトは含んでおりません。

(8) 主な借入先の状況 (2023年3月31日現在)

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 オ フ ィ ス ・ ア ド バ ン	1,295,000千円
株 式 会 社 ミ ツ バ	534,160千円
株 式 会 社 東 和 銀 行	370,000千円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2023年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 20,000,000株
- ② 発行済株式の総数 6,000,000株
- ③ 株主数 830名
- ④ 大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株 式 会 社 ミ ツ バ	3,186千株	53.14%
株 式 会 社 東 和 銀 行	300千株	5.00%
タ ツ ミ 取 引 先 持 株 会	285千株	4.76%
株 式 会 社 横 浜 銀 行	250千株	4.17%
タ ツ ミ 従 業 員 持 株 会	163千株	2.73%
セ コ ム 損 害 保 険 株 式 会 社	150千株	2.50%
浜 銀 フ ァ イ ナ ン ス 株 式 会 社	100千株	1.67%
三 菱 U F J 信 託 銀 行 株 式 会 社	84千株	1.41%
M S I P C L I E N T S E C U R I T I E S	58千株	0.97%
株 式 会 社 S B I 証 券	52千株	0.87%

(注) 持株比率は自己株式 (4,827株) を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員 の 状況

① 取締役 の 状況 (2023年 3月31日現在)

会社における地位	氏 名	担当 および 重要な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	伏 島 利 行	営業・購買担当
常 務 取 締 役	新 井 志 万 夫	生産担当、品質保証担当
常 務 取 締 役	木 村 英 典	業務・財務担当
取 締 役	三 浦 孝 広	開発担当
取 締 役 (常 勤 監 査 等 委 員)	長 島 正 典	
取 締 役 (監 査 等 委 員)	竹 原 正 貴	東京清新法律事務所 所長
取 締 役 (監 査 等 委 員)	三 澤 益 巳	糸井商事株式会社顧問 特定非営利活動法人群馬外国人支援センター 理事

- (注) 1. 監査等委員である取締役竹原正貴氏および三澤益巳氏は、社外取締役であります。
なお、当社は、監査等委員である取締役竹原正貴氏および三澤益巳氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
2. 取締役会以外の社内重要会議への出席や内部監査部門との連携を密にすること等により職務遂行の実効性を高めるため、常勤の監査等委員を選定しております。
3. 監査等委員である取締役竹原正貴氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 当事業年度中の取締役(監査等委員)の異動は次のとおりであります。
2022年6月21日開催の第71回定時株主総会終結の時をもって、法師人稔氏は退任いたしました。

② 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役竹原正貴氏および三澤益巳氏と会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、社外取締役がその職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社およびすべての当社子会社におけるすべての取締役、監査役および執行役員を被保険者とした、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。

当該契約の内容の概要は、以下のとおりであります。

イ.会社訴訟、第三者訴訟、株主代表訴訟等により、被保険者が負担することとなった争訟費用および損害賠償金等を填補の対象としております。

ロ.被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、被保険者による犯罪行為等に起因する損害等については填補の対象外としております。

ハ.当該契約の保険料は全額当社が負担しております。

④ 取締役の報酬等の額

イ. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定め、取締役会の決議により決定しております。取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。具体的には、業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬等により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うことといたします。

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとしております。

業績連動報酬は、事業年度ごとの会社業績向上に対する意識を高めるため、単年度の経営業績の達成度を反映した現金報酬とし、各事業年度の当期利益の目標値に対する達成度合いおよび個人業績評価等を総合的に勘案して算出された額を賞与として毎年、一定の時期に支給いたします。目標となる業績指標とその値は、適宜、環境の変化に応じて見直しを行うものとしております。

業務執行取締役の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえ、上位の役位ほど業績連動報酬のウェイトが高まる構成とし、取締役会（下記「ハ。」の委任を受けた代表取締役社長）は種類別の報酬割合の範囲内で取締役の個人別の報酬等の内容を決定することとしており、業績連動報酬の割合は、役職に応じて20%から30%に設定しております。

ロ. 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社取締役（監査等委員である取締役を除く。）の金銭報酬の額は、2016年6月22日開催の第65回定時株主総会において年額70,000千円以内と決議しております（使用人兼務役員の使用人分の給与は含まない）。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は5名です。

当社監査等委員である取締役の金銭報酬の額は、2016年6月22日開催の第65回定時株主総会において年額30,000千円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は3名（うち社外取締役は2名）です。

八. 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

当社は、取締役会の委任決議に基づき代表取締役社長（営業・購買担当）である伏島利行がその具体的内容について委任をうけるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額および各取締役の担当事業の業績を踏まえた賞与の評価配分であります。なお、これらの権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当領域の評価を行うには代表取締役社長が最も適していると判断したためであります。また、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、株主総会における監査等委員の意見陳述権の行使等により、指名・報酬などの重要事項に対する監査等委員である社外取締役の適切な関与・助言を得られる体制等の措置を講じており、当該体制を経て取締役の個人別の報酬額が決定されていることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

二. 取締役および監査等委員の報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の金額 (千円)			対象となる 役員の員数 (人)
		固定報酬	業績連動報酬	非金銭報酬等	
取 締 役 (うち社外取締役)	40,765 (一)	35,259 (一)	5,506 (一)	— (一)	4 (一)
取 締 役 (監 査 等 委 員) (うち社外取締役)	14,508 (5,100)	14,508 (5,100)	— (一)	— (一)	4 (3)

- (注) 1. 業績連動報酬等は、事業年度ごとの会社業績向上に対する意識を高めるため、単年度の経営業績の達成度を反映した現金報酬とし、各事業年度の当期利益の目標値に対する達成度合いに応じて算出された額を、賞与として毎年、一定の時期に支給します。選定する業績指標とその目標値は、適宜、環境の変化に応じて見直しを行うものとします。なお、業績指標の実績は14頁の(2)企業集団ならびに当社の営業成績および財産の状況の推移の②当社の営業成績および財産の状況の推移に記載のとおりです。
2. 当事業年度末現在の監査等委員を除く取締役は4名、監査等委員である取締役は3名（うち社外取締役2名）であります。上記監査等委員である取締役の支給人員は、2022年6月21日開催の第71回定時株主総会終結の時をもって退任した監査等委員である取締役1名を含んでおります。
3. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

⑤ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の業務執行者（または社外役員）の兼任状況および当該兼任先と当社との関係

該当事項はありません。

ロ. 他の法人等の社外役員の兼任状況および当社と当該他の法人等との関係

該当事項はありません。

ハ. 当事業年度における主な活動状況

取締役 (監査等委員)	竹原正貴	当事業年度開催の取締役会および監査等委員会のすべてに出席いたしました。弁護士・公認会計士としての高度な専門知識と幅広い見識から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、企業法務・企業会計に関する知見を生かし、当社グループの健全性確保に貢献するとともに、経営全般を監督する役割を果たしております。
取締役 (監査等委員)	三澤益巳	当事業年度開催の取締役会および監査等委員会のすべてに出席いたしました。公務員として行政に従事してきたことによる法律や社会等に関する豊富な経験と知識から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、行政経験に基づく多様な視点から、当社グループの健全性確保に貢献するとともに、経営全般を監督する役割を果たしております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 新宿監査法人

② 報酬等の額

	支 払 額
・当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	18,600千円
・当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	18,600千円

- (注) 1. 会計監査人の報酬等の額について監査等委員会は、これまでの会計監査人の職務の遂行状況等を確認し、当事業年度における会計監査人の監査方針および監査計画を検討した結果、会計監査人の報酬等の額について妥当と判断し、会社法第399条第1項および第3項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 当社の重要な子会社のうち海外子会社は、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人の監査を受けております。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかの事由に該当し、解任が相当と認められる場合には、監査等委員全員の同意により会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、会計監査人の適格性や職務遂行状況、監査の品質等を総合的に勘案し、独立性を害する事由等の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合には、監査等委員会は会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、当該議案を株主総会に提案いたします。

(5) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

- ① 当社取締役および使用人ならびに子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制について
 - イ. 当社は、取締役会にて経営上の重要な事項に関する意思決定を法令・定款および「タツミ経営理念」に基づき行います。
 - ロ. 当社は、前述の当社理念を実践することによって当社グループのＣＳＲ（企業の社会的責任）を達成することを目指します。当社グループのＣＳＲ活動全体をまとめ、当社グループにおいて発生しうるあらゆる損失の危険の管理を扱う会議体として「ＣＳＲ会議」を設置し、法令ならびに社会規範等の遵守状況の確認および改善を行います。
 - ハ. 当社は、当社グループが、社会の期待に応え信頼される企業となるために、当社グループで働くすべての人々のコンプライアンス意識を高めるべく、当社グループ行動規範である「私たちが守るべき行動」の周知徹底を図ります。
 - ニ. 当社は、当社グループの業務執行状況について監査室が内部監査を実施し、必要とされる改善指示を行います。
 - ホ. 当社は、当社グループにかかる内部通報制度として、社内常設の窓口である「タツミなんでも相談窓口」を設置いたします。
- ② 当社取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制について
当社は、取締役会議事録その他、経営意思決定に係る重要な情報は「文書管理規定」等の社内規定に従って、適切に保存および管理を行います。
- ③ 当社および子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制について
 - イ. 当社は、社内規定を整備し、前述のＣＳＲ会議にて当社グループにおいて発生し得る損失の危険の管理に対応してまいります。
 - ロ. 生産上のリスクを扱う組織として「リスクマネジメント委員会」を設置し、生産企画・製造・品質保証・物流等それぞれの観点から必要とされる管理を行うとともに、リスクの洗い出し、対策を実施しております。
 - ハ. 生産リスク以外に発生し得る損失の危険の管理を扱う組織としては「コンプライアンス委員会」を設置し、遵法経営の維持・確保に向けた諸施策を展開いたします。
 - ニ. グループとしてＢＣＰ（事業継続計画）および適切な管理体制の整備を進めております。

- ④ 当社取締役および子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制について
- イ. 当社は、定例の取締役会を3か月に1回以上開催し、重要な事項に対する意思決定と各取締役の業務の執行状況の監督等を行います。
 - ロ. 当社は、重要な経営課題の審議および意思決定を行う、「経営会議」を設け業務執行の迅速化を図ります。
 - ハ. 当社ならびに当社グループ各社は、中期（5年間）および単年度の事業計画を策定するとともに、各部門およびグループ各社においてその達成のために必要とされる具体的な施策を立案し、実行いたします。
- ⑤ 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制について
- イ. 当社は、前述の経営会議において、当社グループの経営方針の策定、経営資源の配分等を行い、グループ経営体制の強化を図ります。
 - ロ. 当社は、子会社の事業状況その他の重要事項について各社より報告を受け、必要に応じ指導を行ってまいります。
- ⑥ 当社監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項、当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項について
- イ. 当社は、監査室に当社監査等委員会の職務を補助する従業員を配置いたします。
 - ロ. 当社監査等委員会の職務を補助する従業員の人事および組織変更については、事前に監査等委員会または監査等委員会の定める常勤の監査等委員の同意を得ます。
 - ハ. 当社監査等委員会の職務を補助すべき従業員は、その職務において当社監査等委員会の指揮命令のもと職務を遂行し、当社取締役の指揮命令は受けません。
- ⑦ 当社ならびに子会社の取締役等（監査等委員である取締役を除く。）および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社監査等委員会に報告をするための体制、報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制について
- イ. 当社ならびに子会社の取締役等（監査等委員である取締役を除く。）および従業員は、当社監査等委員会に主な業務執行状況を適宜適切に報告いたします。また、当社監査等委員会から業務執行に関する事項につき求められたときは速やかに報告を行います。加えて、法令違反行為等の当社グループに著しい損害を及ぼす可能性のある事実を発見したときは、直ちに当社監査等委員会に報告を行います。

- . 当社監査室および関連部門は、当社監査等委員会に対し定期的に当社内部通報窓口に対する相談状況の報告を行います。
 - ハ. 当社は、当社ならびに子会社の取締役等および従業員が当社監査等委員会へ直接通報または報告を行える旨を定めた社内規定、ならびに当社監査等委員会に報告したことを理由として不利な取扱いを受けることのない旨を定めた社内規定を整備するとともに、当社ならびに子会社の取締役等および従業員に対し、この旨を周知徹底いたします。
- ⑧ 当社監査等委員会の職務執行について生ずる費用または債務の処理に関する方針について
- イ. 当社は、当社監査等委員会が職務の執行に際し法令に基づいて費用の支出または弁済を求めたときは、これを速やかに処理いたします。
 - . 前項に加え、当社監査等委員会が社外の弁護士等の第三者から助言を求めるときは、当社はこれに要する費用を負担いたします。
- ⑨ その他当社監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制について
- イ. 当社常勤監査等委員は、監査の実効性を確保するため、取締役会、経営会議等、経営の重要な意思決定や業務執行において重要と思われる会議に出席するとともに付議資料を事前に確認いたします。
 - . 当社監査等委員会は、当社監査等委員会が定めた監査方針、監査計画に従い監査室、会計監査人および代表取締役と定期的に意見交換を行います。
- ⑩ 財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制について
- 当社は、金融商品取引法における財務報告の信頼性、適正性を確保するため、「財務報告に係る内部統制規定」に基づきその仕組みが有効かつ適切に機能することを継続的に評価し、必要な是正措置を実施いたします。
- ⑪ 反社会的勢力排除に向けた基本的な体制について
- 当社は、前述の「私たちが守るべき行動」において反社会勢力との関係断絶を掲げております。社会の秩序や安全に影響を与える反社会勢力またはこれと関係のある人や会社とは、関係を持ちません。

(6) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、当社および当社グループの業務の適正を確保するための体制として、当社取締役会にて決議した「内部統制システムの基本方針」に基づき、コンプライアンス体制ならびにリスクマネジメント体制等の構築および整備を行っております。

当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、次のとおりであります。

① コンプライアンス体制

当社は、法令ならびに社会規範等の遵守の徹底と運用改善を目的に「CSR会議」および「コンプライアンス委員会」を設置し、それぞれの分野における課題への対応を決定し、当社グループにおけるコンプライアンス体制を強化しております。

また、遵法意識向上と不正行為防止等を図るため、当社グループ役職員に対しコンプライアンスに係る社内教育を実施し、グループ内部通報窓口「タツミなんでも相談窓口」を運用することでコンプライアンス体制の実効性を確保するとともに、当社グループの行動規範である「私たちが守るべき行動」の全役職員への配付によって、一人ひとりが日ごろ実践すべき行動の意識づけを行っております。

② リスクマネジメント体制

当社は、生産上のリスクを扱う組織として「リスクマネジメント委員会」を設置し、生産企画・製造・品質保証・物流等それぞれの観点から必要とされる管理を行うとともに、リスクの洗い出し、対策を実施しております。

また、BCP（事業継続計画）については事業継続計画の手順や災害発生時の対応等を記載し整備を進めております。

③ 取締役の職務執行の状況

当社は、当社「取締役会規程」に基づき取締役会を3ヶ月に1回以上開催し、法令または定款に定められた事項および経営上重要な意思決定を実施するとともに、取締役の職務執行の適法性、適正性および効率性についての監督を行っております。

重要な経営課題の審議および意思決定を行う、「経営会議」を設け取締役が出席し、取締役の業務執行状況を確認しております。また、重要な会議の決裁書類および議事録等の重要な情報は、当社「文書管理規定」等の社内規定に基づき適切に保存および管理されております。

④ 内部監査体制

当社は、業務執行より独立した社長直下の内部監査部門として監査室を設置しております。監査室は、監査方針および期初監査計画に基づき実施した内部監査の結果を「監査報告書」にまとめるとともに、指摘事項に対する改善内容を事後確認し、確実な改善活動の実施等をフォローアップしております。

⑤ グループ管理体制

当社は、子会社における業務の適正を確保するため、子会社の事業の状況その他の重要事項について、各子会社より報告を受けております。

⑥ 監査等委員会の監査体制

当社の常勤監査等委員は、取締役会等の重要な会議に出席し、各取締役の業務の執行状況を確認するとともに、経営上重要な事項に関する意思決定プロセスについての適法性および妥当性の確認を行っております。

また、監査等委員会の職務を補助すべき従業員の選定にあたっては、当社は事前に常勤の監査等委員の同意を得て決定しております。当該従業員は、その職務遂行において、当社取締役の指揮命令は受けておりません。

(7) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、将来の事業展開と経営体質強化のために必要な内部留保を図りながら、安定した配当の継続を基本方針としております。

また、内部留保金につきましては、財務体質および競争力の強化を図りながら、設備投資、海外投資、研究開発活動に活用して、将来の成長へつなげていくことで、株主の皆様のご支援にお応えしてまいり所存であります。

当期の配当金につきましては、当期の業績を勘案いたしまして、誠に不本意ではございますが、2023年5月9日開催の取締役会にて、期末配当金を無配とさせていただくことを決議いたしました。

連結貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産		負 債	
流 動 資 産	3,874,590	流 動 負 債	4,424,981
現金及び預金	715,672	買掛金	183,895
受取手形、売掛金及び契約資産	890,596	短期借入金	2,864,160
電子記録債権	651,553	リース債務	202,367
商品及び製品	85,309	未払金及び未払費用	991,648
仕掛品	491,126	未払法人税等	8,145
原材料及び貯蔵品	721,713	賞与引当金	117,267
未収入金	280,266	役員賞与引当金	2,753
未収法人税等	1,206	その他	54,745
その他	37,144	固 定 負 債	624,070
固 定 資 産	4,487,442	リース債務	482,101
有 形 固 定 資 産	4,084,219	繰延税金負債	93,488
建物	1,119,968	退職給付に係る負債	48,480
構築物	24,444		
機械及び装置	1,378,975		
車両運搬具	2,727		
工具、器具及び備品	75,859	負 債 合 計	5,049,051
土地	275,685	純 資 産 の 部	
リース資産	617,813	株 主 資 本	2,326,435
建設仮勘定	588,744	資本金	715,000
無 形 固 定 資 産	7,084	資本剰余金	621,796
借地権	4,892	利益剰余金	991,447
ソフトウェア	1,344	自己株式	△1,808
その他	847	その他の包括利益累計額	137,640
投資その他の資産	396,137	その他有価証券評価差額金	2,081
投資有価証券	34,130	為替換算調整勘定	210,862
長期前払費用	2,085	退職給付に係る調整累計額	△75,304
退職給付に係る資産	312,284	非 支 配 株 主 持 分	848,906
その他	47,636		
資 産 合 計	8,362,032	純 資 産 合 計	3,312,981
		負 債 純 資 産 合 計	8,362,032

連結損益計算書

(自 2022年4月1日)
(至 2023年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	額
売上高		6,411,178
売上原価		5,904,445
売上総利益		506,733
販売費及び一般管理費		734,672
営業損失		227,938
営業外収益		24,431
受取利息	606	
受取配当金	1,201	
為替差益	9,958	
その他の	12,666	
営業外費用		60,113
支払利息	58,207	
その他の	1,905	
経常損失		263,620
特別利益		3,485
固定資産売却益	3,455	
投資有価証券売却益	30	
特別損失		174,157
固定資産除却損失	163,168	
減損損失	10,988	
税金等調整前当期純損失		434,291
法人税、住民税及び事業税	4,003	
法人税等調整額	47,996	52,000
当期純損失		486,292
非支配株主に帰属する当期純損失		91,669
親会社株主に帰属する当期純損失		394,622

連結株主資本等変動計算書

(自 2022年 4月 1日)
(至 2023年 3月 31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	715,000	621,796	1,386,070	△1,808	2,721,057
当 期 変 動 額					
親会社株主に帰属 する当期純損失			△394,622		△394,622
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)					-
当 期 変 動 額 合 計	-	-	△394,622	-	△394,622
当 期 末 残 高	715,000	621,796	991,447	△1,808	2,326,435

	その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純資産合計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	為 替 換 算 調 整 勘 定	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
当 期 首 残 高	2,104	77,941	△47,940	32,106	861,037	3,614,201
当 期 変 動 額						
親会社株主に帰属 する当期純損失						△394,622
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	△23	132,920	△27,363	105,534	△12,131	93,402
当 期 変 動 額 合 計	△23	132,920	△27,363	105,534	△12,131	△301,220
当 期 末 残 高	2,081	210,862	△75,304	137,640	848,906	3,312,981

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

・連結子会社の数 2社 (コルポラシオン・タツミ・デ・メヒコ・エス・エー・デ・シー・ブイ)
(ピーティエー・タツミ・インドネシア)

② 非連結子会社の状況

該当事項はありません。

(2) 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

(3) 連結子会社の事業年度に関する事項

連結子会社のうち、コルポラシオン・タツミ・デ・メヒコ・エス・エー・デ・シー・ブイの決算日は、12月31日であります。連結計算書類の作成にあたっては連結決算日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準および評価方法

イ. 有価証券

満期保有目的の債券 ……償却原価法 (定額法)

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの ……時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等 ……移動平均法による原価法

ロ. デリバティブ ……時価法

ハ. 棚卸資産

製品・原材料・仕掛品 ……総平均法による原価法 (貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

貯蔵品 ……最終仕入原価法による原価法 (貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

- イ. 有形固定資産 ……定額法を採用しております。
(リース資産を除く) ただし、取得原価10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、一括して3年間で均等償却する方法によっております。
なお、主な耐用年数は次のとおりであります。
建物 20年～50年
機械及び装置 8年～17年
- ロ. 無形固定資産 ……定額法を採用しております。
(リース資産を除く) なお、ソフトウェア(自社利用)については、社内における見込利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。
- ハ. リース資産 ……所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が2008年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

③ 重要な引当金の計上基準

- イ. 賞与引当金 ……従業員に対して支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。
- ロ. 役員賞与引当金 ……役員賞与の支出に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

④ 退職給付に係る会計処理の方法

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しております。

ただし、当社では年金資産の見込み額が退職給付債務を上回っているため、当該金額を退職給付に係る資産として、投資その他の資産に計上しております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。

また、過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

⑤ 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループでは、電装品用部品及びブレーキ部品等の自動車関連の製品の販売を行っております。このような製品の販売については、製品が顧客に検収された時点において顧客が当該製品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、通常は製品が顧客に検収された時点で収益を認識しておりますが、国内の販売においては、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

⑥ その他連結計算書類作成のための重要な事項

イ. 重要な外貨建の資産および負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

なお、在外子会社の資産および負債は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益および費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定および非支配株主持分に含めて計上しております。

ロ. 重要なヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法 ……繰延ヘッジ処理によっております。なお、振当処理の要件を満たす為替予約等については、振当処理を行っております。

ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段 ……為替予約取引

ヘッジ対象 ……外貨建売上債権

ヘッジ方針 ……通常の営業過程における輸出取引の為替相場の変動リスクを軽減するため、為替予約取引を行っております。

ヘッジ有効性評価の方法 ……ヘッジ手段の変動の累計額とヘッジ対象の変動の累計額との比率を比較して、有効性を判断しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしました。なお、連結財務諸表に与える影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

連結計算書類の作成にあたって用いた会計上の見積りおよび仮定のうち、重要なものは以下のとおりであります。

① 繰延税金資産の回収可能性

当連結会計年度計上額

繰延税金資産 一千円

繰延税金負債 93,488千円

繰延税金資産は、主として将来の課税所得の見込に基づき、回収可能性を慎重に検討し計上しております。回収の実現性が低いと判断した場合には適正と考えられる金額へ減額する可能性があります。

② 固定資産の減損

当連結会計年度計上額

減損損失 10,988千円

固定資産については、「固定資産の減損に係る会計基準」に基づき、減損処理の要否を検討しております。事業環境の悪化等により当初想定した投資回収が見込めなくなり、減損の必要性を認識した場合には、固定資産の減損処理を行う可能性があります。

4. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額

7,866,982千円

(2) 減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。

(3) 当座貸越契約

当社グループは、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行8行と当座貸越契約を締結しております。これらの契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越極度額	2,700,000千円
借入実行額	1,035,000千円
差引額	1,665,000千円

(4) 受取手形、売掛金及び契約資産のうち、顧客との契約から生じた債権及び契約資産の金額は、連結計算書類「連結注記表 7. 収益認識に関する注記 (3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益金額を理解するための情報 ①契約資産及び契約負債の残高等」に記載しております。

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度末の発行済株式の種類および総数

普通株式 6,000,000株

(2) 配当に関する事項

① 配当金支払額

無配につき、該当事項はありません。

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの当連結会計年度の期末配当は無配につき、該当事項はありません。

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、設備投資計画に照らして、必要な資金および短期的な運転資金を調達しております。それらの調達については、当社は銀行借入や親会社である株式会社ミツバグループのCMS（キャッシュ・マネジメント・システム）によっており、子会社は親会社である株式会社ミツバからの借入によっております。また、資金運用については、短期的な預金に限定しており、デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用し、投機的な取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容およびそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されておりますが、為替予約を利用してヘッジしております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である買掛金及び未払金は、そのほとんどが6ヶ月以内の支払期日であります。

借入金は、主に運転資金や設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであります。

デリバティブ取引は、外貨建ての営業債権に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした為替予約取引であります。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ. 信用リスク（取引先の契約不履行に係るリスク）の管理

当社グループは、営業債権について、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

ロ. 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は、外貨建ての営業債権について、為替の変動リスクに対して、原則として為替予約を利用してヘッジしております。

また、投資有価証券については、定期的に時価や取引先企業の財務状況等を把握し、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

ハ. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、各社が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません（(注)を参照ください。）。また、現金は注記を省略しており、預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

2023年3月31日

	連結貸借対照表 計上額 (千円)	時 価 (千円)	差 額 (千円)
(1) 売掛金	890,596	890,596	—
(2) 電子記録債権	651,553	651,553	—
(3) 未収入金	280,266	280,266	—
(4) 有価証券及び投資有価証券			
①満期保有目的の債券	—	—	—
②その他有価証券	34,066	34,066	—
資産計	1,856,483	1,856,483	—
(1) 支払手形及び買掛金	183,895	183,895	—
(2) 未払金	962,131	962,131	—
(3) 短期借入金	2,864,160	2,864,160	—
(4) リース債務(一年以内返済予定も含む)	684,468	655,280	△29,187
負債計	4,694,655	4,665,467	△29,187

(注) 市場価格のない株式等

区分	当連結会計年度 (2023年3月31日)
非上場株式	64千円

これらについては、「その他有価証券」には含めておりません。

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性および重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

①時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

2023年3月31日

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
(1) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券 株式	34,066	—	—	34,066
資産計	34,066	—	—	34,066

②時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

2023年3月31日

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
(1) 売掛金	—	890,596	—	890,596
(2) 電子記録債権	—	651,553	—	651,553
(3) 未収入金	—	280,266	—	280,266
資産計	—	1,822,417	—	1,822,417
(1) 支払手形及び買掛金	—	183,895	—	183,895
(2) 未払金	—	962,131	—	962,131
(3) 短期借入金	—	2,864,160	—	2,864,160
(4) リース債務(一年以内返済予定も含む)	—	655,280	—	655,280
負債計	—	4,665,467	—	4,665,467

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

売掛金、電子記録債権、未収入金

これらの時価は、一定の期間ごとに区分した債権ごとに、債権額と満期までの期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

支払手形及び買掛金、未払金、短期借入金

これらの時価は、一定の期間ごとに区分した債務ごとに、その将来キャッシュ・フローと、返済期日までの期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

リース債務

リース債務の時価は、元利金の合計と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算出しており、レベル2の時価に分類しております。

7. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

	当連結会計年度 自 2022年 4 月 1 日 至 2023年 3 月 31 日
日本	4,422,736千円
米州	1,479,477千円
アジア	508,964千円
顧客との契約から生じる収益	6,411,178千円
その他の収益	—
外部顧客への売上高	6,411,178千円

(注) 当社グループは、自動車用部品事業の単一セグメントであるため、顧客との契約から生じる収益を分解した情報についてセグメントに関連付けて記すことはしておりません。

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

「1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (4) 会計方針に関する事項 ⑤重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益金額を理解するための情報

①契約資産及び契約負債の残高等

当社グループの契約資産及び契約負債については、残高に重要性が乏しく、重大な変動も発生していないため、記載を省略しております。また、過去の期間に充足 (又は部分的に充足) した履行義務から、当連結会計年度に認識した収益に重要性はありません。

②残存履行義務に配分した取引価格

当社グループでは、残存履行義務に配分した取引価格については、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

8. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	411.01円
1株当たり当期純損失	65.82円

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	3,253,757	流 動 負 債	3,512,686
現金及び預金	441,651	買掛金	168,854
受取手形、売掛金及び契約資産	1,223,891	短期借入金	2,330,000
電子記録債権	651,553	リース債務	8,020
商品及び製品	35,415	未払金	842,168
仕掛品	383,185	未払法人税等	8,145
原材料及び貯蔵品	190,547	未払消費税等	9,117
前払費用	6,532	未払費用	20,399
未収入金	280,266	賞与引当金	117,267
未収法人税等	1,206	役員賞与引当金	2,753
その他	39,505	その他	5,961
固 定 資 産	3,507,531	固 定 負 債	95,220
有 形 固 定 資 産	1,090,444	リース債務	36,810
建物	341,006	繰延税金負債	58,409
構築物	24,444		
機械及び装置	475,603		
車両運搬具	2,721		
工具、器具及び備品	32,529		
土地	98,738		
リース資産	43,752		
建設仮勘定	71,646		
無 形 固 定 資 産	6,141		
借地権	4,892		
ソフトウェア	401		
その他	847		
投資その他の資産	2,410,945		
投資有価証券	34,130		
関係会社株式	1,939,254		
前払年金費用	420,574		
長期前払費用	2,085		
その他	14,900		
資 産 合 計	6,761,288	負 債 合 計	3,607,907
		純 資 産 の 部	
		株 主 資 本	3,151,299
		資本金	715,000
		資本剰余金	677,955
		資本準備金	677,955
		利益剰余金	1,760,152
		利益準備金	60,000
		その他利益剰余金	1,700,152
		別途積立金	2,400,000
		繰越利益剰余金	△699,847
		自 己 株 式	△1,808
		評価・換算差額等	2,081
		その他有価証券評価差額金	2,081
		純 資 産 合 計	3,153,381
		負 債 純 資 産 合 計	6,761,288

損益計算書

(自 2022年4月1日
至 2023年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	額
売上高		4,765,892
売上原価		4,518,001
売上総利益		247,890
販売費及び一般管理費		476,658
営業損失		228,767
営業外収益		66,287
受取利息及び受取配当金	3,758	
為替差益	52,354	
その他	10,175	
営業外費用		12,409
支払利息	12,407	
その他	1	
経常損失		174,889
特別利益		2,230
固定資産売却益	2,199	
投資有価証券売却益	30	
特別損失		52,637
固定資産除却損失	41,649	
減損損失	10,988	
税引前当期純損失		225,296
法人税、住民税及び事業税	4,003	
法人税等調整額	19,727	23,731
当期純損失		249,027

株主資本等変動計算書

(自 2022年4月1日)
(至 2023年3月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金			利 益 剰 余 金 合 計
		資本準備金	資本剰余金 合 計	利益準備金	その他利益剰余金		
					別途積立金	繰越利益 剰 余 金	
当 期 首 残 高	715,000	677,955	677,955	60,000	2,400,000	△450,819	2,009,180
当 期 変 動 額							
当 期 純 損 失						△249,027	△249,027
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）							-
当 期 変 動 額 合 計	-	-	-	-	-	△249,027	△249,027
当 期 末 残 高	715,000	677,955	677,955	60,000	2,400,000	△699,847	1,760,152

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合 計	
当 期 首 残 高	△1,808	3,400,327	2,104	2,104	3,402,432
当 期 変 動 額					
当 期 純 損 失		△249,027			△249,027
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	-	-	△23	△23	△23
当 期 変 動 額 合 計	-	△249,027	△23	△23	△249,050
当 期 末 残 高	△1,808	3,151,299	2,081	2,081	3,153,381

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項

(1) 資産の評価基準および評価方法

① 有価証券

満期保有目的の債券 …………… 償却原価法（定額法）

子会社株式および関連会社株式… 移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの …………… 時価法

（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却
原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等 …………… 移動平均法による原価法

② デリバティブ

デリバティブ …………… 時価法

③ 棚卸資産

製品、原材料、仕掛品 …… 総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

貯蔵品 …………… 最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産 …………… 定額法を採用しております。

（リース資産を除く）

ただし、取得原価10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、一括して3年間で均等償却する方法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 30年～40年

機械装置 9年

② 無形固定資産 …………… 定額法を採用しております。

（リース資産を除く）

なお、ソフトウェア（自社利用）については、社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

③ リース資産 …………… リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が2008年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(3) 引当金の計上基準

- ① 賞与引当金 …………… 従業員に対して支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。
- ② 役員賞与引当金 …………… 役員賞与の支出に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。
- ③ 退職給付引当金 …………… 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しております。ただし、年金資産の見込額が退職給付債務を上回ったため、当該金額を「前払年金費用」に計上しております。退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。未認識数理計算上の差異および未認識過去勤務費用の貸借対照表における取扱いが連結貸借対照表と異なります。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社では電装品用部品及びブレーキ部品等の自動車関連の製品の販売を行っております。このような製品の販売については、製品が顧客に検収された時点において顧客が当該製品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、通常は製品が顧客に検収された時点で収益を認識しておりますが、国内の販売においては、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

(5) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

- ① 外貨建の資産および負債の本邦通貨への換算基準
外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
- ② ヘッジ会計の方法
ヘッジ会計の方法 …………… 振当処理の要件を満たす為替予約等については、振当処理を行っております。

ヘッジ手段とヘッジ対象
ヘッジ手段 …………… 為替予約取引
ヘッジ対象 …………… 外貨建売上債権
ヘッジ方針 …………… 通常の営業過程における輸出取引の為替相場の変動によるリスクを軽減するため、為替予約取引を行っております。

ヘッジ有効性評価の方法 …… ヘッジ手段の変動の累計額とヘッジ対象の変動の累計額との比率を比較して、有効性を判断しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27－2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしました。なお、財務諸表に与える影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

計算書類の作成にあたって用いた会計上の見積り及び仮定のうち、重要なものは以下のとおりであります。

① 繰延税金資産の回収可能性

当事業年度計上額

繰延税金資産 一千円

繰延税金負債 58,409千円

繰延税金資産は、主として将来の課税所得の見込に基づき、回収可能性を慎重に検討し計上しております。回収の実現性が低いと判断した場合には適正と考えられる金額へ減額する可能性があります。

② 固定資産の減損

当事業年度計上額

減損損失 10,988千円

固定資産については、「固定資産の減損に係る会計基準」に基づき、減損処理の要否を検討しております。事業環境の悪化等により当初想定した投資回収が見込めなくなり、減損の必要性を認識した場合には、固定資産の減損処理を行う可能性があります。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額

6,092,673千円

(2) 当座貸越契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行8行と当座貸越契約を締結しております。当事業年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越極度額 2,700,000千円

借入実行額 1,035,000千円

差引額 1,665,000千円

(3) 関係会社に対する金銭債権および金銭債務

短期金銭債権 952,435千円

短期金銭債務 21,693千円

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

売上高	2,038,570千円
仕入高	272,354千円
その他（出向者人件費および経費等の支払額）	67,374千円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 の株式数(株)	当事業年度増加 株式数(株)	当事業年度減少 株式数(株)	当事業年度末の 株式数(株)
普通株式	6,000,000	—	—	6,000,000

(2) 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 の株式数(株)	当事業年度増加 株式数(株)	当事業年度減少 株式数(株)	当事業年度末の 株式数(株)
普通株式	4,827	—	—	4,827

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

① 繰延税金資産

未払事業税	1,998千円
賞与引当金	36,558千円
社会保険料	5,616千円
共済会積立金	6,035千円
棚卸資産評価損	17,242千円
固定資産減損損失	3,716千円
繰越欠損金	401,977千円
繰延税金資産小計	473,144千円
評価性引当金	△402,535千円
繰延税金資産合計	70,609千円

② 繰延税金負債

退職給付引当金	△128,106千円
その他有価証券評価差額金	△911千円
繰延税金負債合計	△129,018千円

繰延税金資産（負債）の純額 △58,409千円

8. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 親会社および法人主要株主等

属性	会社名	住所	資本金 (千円)	事業の 内容	議決権等 の被所有 割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
親会社	(株)ミツバ	群馬県 桐生市	5,000,000	自動車用 電装品の 製造販売	直接 53.1 間接 -	被転籍 3名	自動車電 装品用 部品の販 売、材料 の仕入	当社製品 の販売	1,695,414	売掛金	180,472
								材料の 仕入	272,354	買掛金	14,252

(2) 子会社等

属性	会社名	住所	資本金	事業の 内容	議決権等 の所有 割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
子会社	コルポラ シオン・ タツミ・ デ・メヒ コ・エス ・エー・ デー・ブ イ	メキシコ ・ヌエボ レオン州	407,258 千メキシコ ペソ	自動車用 部品の製 造販売	直接 60.0 間接 -	兼任 2名	自動車用 部品およ び工具等 の販売	当社製品およ び機械工具等 の販売	312,053	売掛金	729,531
子会社	ピーティ ー・タツ ミ・イン ドネシア	インドネ シア・西 ジャワ州	12,000 千米ドル	自動車用 部品の製 造販売	直接 76.7 間接 -	兼任 2名	自動車用 部品およ び工具等 の販売	当社製品およ び機械工具等 の販売	31,102	売掛金	3,493

(3) 兄弟会社等

属性	会社名	住所	資本金 (千円)	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
親会社 の子会 社	(株) オフィ ス・アド バン	群馬県 桐生市	50,000	事務受託 代 行 業、 貸金業	—	—	ファクタ リング取 引、資金 の借入等	ファクタリン グ取引等	1,536,059	未収 入金	264,752
									2,469,444	未払金	714,346
								利息の支払	7,488	短期 借入金	1,295,000
親会社 の子会 社	アメリカ ン・ミツ バ・コー ポレーシ ョン	米国イリ ノイ州	81,800 千米ドル	自動車用 部品の製 造販売	—	—	自動車用 部品およ び工具等 の販売	当社製品およ び機械工具等 の販売	243,879	売掛金	23,346

(注) 1. 取引条件および取引条件の決定方針等

(1) 当社、取引先、(株)オフィス・アドバンの3社間で基本契約を締結し、ファクタリング方式による決済を行っているものであります。

(2) 取引価格等の条件は、他の取引先と同一であります。

2. 資金の借入れについては、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

9. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結計算書類「連結注記表 7. 収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

10. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額 525.99円

1株当たり当期純損失 41.54円

11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年5月8日

株式会社タツミ
取締役会 御中

新宿監査法人

東京都新宿区

指 定 社 員	公認会計士	田 中 信 行
業 務 執 行 社 員		
指 定 社 員	公認会計士	壬 生 米 秋
業 務 執 行 社 員		

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社タツミの2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社タツミ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年5月8日

株式会社タツミ
取締役会 御中

新宿監査法人

東京都新宿区

指定社員 業務執行社員	公認会計士	田 中 信 行
指定社員 業務執行社員	公認会計士	壬 生 米 秋

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社タツミの2022年4月1日から2023年3月31日までの第72期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第72期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法、内容及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新宿監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新宿監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月9日

株式会社タツミ 監査等委員会

常勤監査等委員 長島 正典 ㊟

監査等委員 竹原 正貴 ㊟

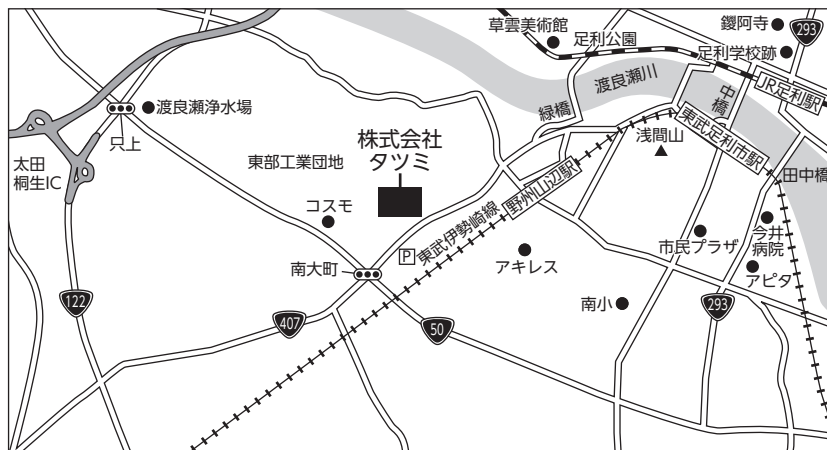
監査等委員 三澤 益巳 ㊟

(注) 監査等委員竹原正貴、三澤益巳は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

株主総会会場ご案内図

栃木県足利市南大町443番地
株式会社タツミ 本社工場 3階 会議室
電話 0284-71-3131



交通のご案内

J R 足利駅より 車で15分

東武足利市駅より車で10分

野州山辺駅より 車で5分

最寄 I C 北関東自動車道 太田桐生 I Cより車で10分

◎節電のため、株主総会会場内の冷房を弱めに設定いたします。